

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
小南 迪子		熊谷 英子	
井原 アキ		山村 照子	
俵 穰		木屋尾 義信	
		三代 隆博	
藤井 倭文子		新川 博	
井村 精一		新川 数子	
堀田 美子			

(2枚のうち 2枚目)

氏 名	備 考	氏 名	備 考
加茂 華右		池原 通子	
中筋 秋子		白田 昂	
寺田 弘		村上 慶子	
田尻 光夫		増田 直之	
吉田 秀一		澤井 毎夫	
西村 正夫		藤原 順三	
上田 道子		大野 末廣	
深井 美恵		藤巻 泉	
久保田 恭子		角屋 直美	
中谷 廣子		面中 輝己	
柳 明子		木村 武史	
小田 勉		濱中 清宏	
占部 信雄			
山口 公司			
武田 晏英			
小川 ふよみ			
金津 一			
林 千恵子			
谷口 利子			
釜我 俊二			
野々瀬 平治			
石原 二六一			
永原 明美			
稲垣 幸男			

令和8年9月24日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
寺田 弘		南浦 悦美	
吉原 文子		津隈 慶治	
東 甫		上川路 昭	
杉本 雪子			
岸野 清恵			
岡山 勉			
竹歳 金比			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
岡田 啓子		白川 長利	
室井 泰子		梅本 哲男	
伊藤 節子		上川路 昭	
白坂 芳成			
松尾 榮子			
東 甫			
面崎 洋三			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
川西 チカ子			
黒田 ヒサヨ			
大瀬坂 ちつ子			
新里 文信			
日置 幹雄			
小野 信明			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
川西 チカ子			
村上 武			
松尾 榮子			
藤原 哲子			
林 保信			
曾根 静夫			
杉本 宏			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
面田 妙子		妙見 政義	
寺田 弘		小川 ふよみ	
寺田 弘		東 甫	
沢井 五十鈴		岸野 清恵	
沢井 五十鈴		岡山 勉	
吉原 文子		小島 左代子	
面田 光男		日置 幹雄	

令和8年9月24日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
室井 泰子			
奥山 敬三			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長

横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
小高 藤枝		阪上 洋二	
川西 チカ子		日置 幹雄	
高橋 清子			
黒田 ヒサヨ			
大瀬坂 ちつ子			
生島 一雄			
新里 文信			

令和 8 年 9 月 24 日

大阪市長 横山英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、
高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、浪速区役所窓口サービス課
に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考	氏 名	備 考
川西 チカ子			
藤原 哲子			
杉本 宏			
阪上 洋二			